

了鳥取県公報

平成16年10月1日(金) 第7625号

每週火·金曜日発行

次 目

示	生活保護法による医療機関の指定 (720) (福祉保健課)	. 1
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (721) (")	. 2
	生活保護法による介護機関の指定 (722) (")	. 2
	生活保護法による居宅介護事業の廃止の届出 (723) (")	. 3
	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第42条に規定する業務を行う	
	シルバー人材センターの指定 (724) (労働雇用課)	. 3
		. 7
示		
	平成17年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項(22)(〃)	.14
	平成17年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項 (23) (")	.15
「漁	コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲(7)	.17
示		
告	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者への公示による通知 (森林保全課)	.17
	. ,	
告	公募型指名競争入札の実施 (管財課)	.18
	示漁示告	生活保護法による診療所の廃止の届出 (721) (**) 生活保護法による介護機関の指定 (722) (**) 生活保護法による居宅介護事業の廃止の届出 (723) (**) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第42条に規定する業務を行う シルバー人材センターの指定 (724) (労働雇用課) 都市計画の変更予定 (4件) (725~728) (都市計画課) 環境影響評価準備書の縦覧 (729) (**) 環境影響評価準備書に関する説明会の開催 (730) (**) 平成17年度鳥取県立盲・聾・養護学校高等部・専攻科生徒募集要項 (21) (障害児教育室) 平成17年度鳥取県立島取聾学校幼稚部幼児募集要項 (22) (**) 平成17年度鳥取県立島取聾学校幼稚部幼児募集要項 (23) (**) コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲 (7) 「漁 コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲 (7) 「会社の指定施業要件の変更に係る森林所有者への公示による通知 (森林保全課) 生産事業者講習会の開催 (**)

示

鳥取県告示第720号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規 定により次のとおり告示する。

平成16年10月1日

鳥取県知事 片 山 善

名 称	所 在 地	指定年月日
琴浦町国民健康保険直営赤碕診療所	東伯郡琴浦町大字赤碕1920 - 74	平成16年9月1日
医療法人社団りつ歯科医院	米子市夜見町2279 - 2	平成16年9月7日

鳥取県告示第721号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月1日

鳥取県知事 片 山 善博

名称	所 在 地	廃止年月日
赤碕町国民健康保険直営赤碕診療所	東伯郡赤碕町大字赤碕1920 - 74	平成16年8月31日

鳥取県告示第722号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月1日

鳥取県知事 片 山 善博

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の 所在地	居宅介護事業 の種類	指定年月日
社会福祉法人	鳥取市吉岡温泉	社会福祉法人温和会ホー	鳥取市吉岡温泉町	訪問介護	平成16年4月
温和会	町52 - 1	ムヘルプステーション	52 - 1		25日
		暖の里			
有限会社ケア	鳥取市大榎町13	ケアサービスクローバー	鳥取市大榎町13		平成16年9月
サービスクロー				"	21日
バー					
株式会社コム	東京都港区六本	株式会社コムスン倉吉	倉吉市上井359 - 9	"	"
スン	木六丁目10 - 1	木六丁目10 - 1 中央ケアセンター		"	"
,,	,,	株式会社コムスン智頭	八頭郡智頭町大字	,,	,,
"	"	ケアセンター	智頭1506 - 1	"	"
有限会社ノー	西伯郡大山町赤	デイサービスセンター	西伯郡大山町赤松	通所介護	"
ブルライフ	松2458 - 107	あかまつ	2458 - 107		"

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所	指定年月日
□ 10°	地	の名称	の所在地	1824/10
社会福祉法人温和会	鳥取市吉岡温泉町52 -	社会福祉法人温和会		平成16年4月25日
	1	居宅介護支援センター	鳥取市吉岡温泉町52 -	
		暖の里	I	
有限会社サンダルウッ	米子市八幡365 - 9	ケアプランやわた橋	米子市八幡365 - 9	平成16年9月21日
F				
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田	アイリスケアセンター	倉吉市東巌城町120 -	"

駿河台二丁目 9 倉吉 1

鳥取県告示第723号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月1日

鳥取県知事 片 山 善博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所 在地	廃止年月日
医療法人社団涌谷医	西伯郡日吉津村大字	医療法人社団涌谷医院	西伯郡日吉津村大字	平成16年 8 月31日
院	日吉津436 - 1		日吉津436 - 1	十版10年0月31日

鳥取県告示第724号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第1項の規定に基づき、同法第42条に 規定する業務を行う者を次のとおり指定したので、同法第43条において準用する同法第32条第2項の規定により 告示する。

平成16年10月1日

鳥取県知事 片 山 善博

1 指定した者の名称 社団法人琴浦町シルバー人材センター

指定した者の住所 東伯郡琴浦町大字浦安152 - 3
 指定した者の事務所の所在地 東伯郡琴浦町大字浦安152 - 3

4 指定に係る地域琴浦町の全域5 指定年月日平成16年9月22日

鳥取県告示第725号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、 同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成16年10月1日から同年11月1日まで3に掲げる縦覧場所において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成16年11月15日までに知事に意見書を提出することができる。

平成16年10月1日

鳥取県知事 片 山 善博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線 気高都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線 鹿野都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線 青谷都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鳥取市本高字白木西分、字白木東分、字風口、字毛勝、字向山、字飛井田、字弓ノ木、字山越、字越前、 字下モノ谷及び字神子ヶ谷、古海字清水谷及び字釜ヶ谷、嶋字下川向、字井古田、字青木、字四反田及び 字土居ノ下、大桷字大所、字白木、字西白木、字下前田、字僧ヶ谷ノ壱、字村土居ノ壱、字上ノ畑及び字 後谷、里仁字岩ヶ谷ノ一、桂見字日焼、字鍋山、字東村土居、字水穴、字榎ヶ坪、字家ノ前、字本谷口、 字雲雀谷、字石ヶ谷及び字宮ノ谷、高住字鷲谷奥、字牛輪谷、字門搭上、字井出添、字平田、字中瀬、字 宮ノ谷及び字寺谷、良田字小谷田、字山廻り、字平田、字口宮ノ谷、字口宮ノ谷西分、字稲場、字中道、 字牛谷、字口道谷、字口道谷西分、字口菖蒲谷、字高尾及び字中菖蒲谷西分、松原字大黒見、字田之モ、 字小奥、字山根、字中瀬、字中田中及び字下田中、金沢字上田中、字田中、字坂津口、字坂津、字坂津分、 字山ノ谷山分及び字北ノ谷、福井字坂津、字小湯戸、字大湯戸、字宮田、字猿走り、字中坪湯田、字柿之 木谷、字梨子之木谷及び字花ノ谷、伏野字三谷奥ノ一及び字三谷奥ノ弐、内海中字下大ユ谷、字上山田及 び字仏ノ谷並びに御熊字細廻り及び字堀谷、気高郡気高町大字奥沢見字一ノ谷、字菊童子、字鬼ヶ谷及び 字柳谷、大字常松字千葉台、字家ノ奥、字中井尻、字大谷、字庭知光、字管田、字竪條及び字上河原、大 字下坂本字下河原、字清合、字下化、字黒田、字池田、字大将軍、字中瀬、字前田、字下榎木、字四枚畑 及び字岩谷、大字日光字長谷東平、字長谷、字東長谷、字長谷口清水及び字西長谷、大字勝見字郷谷奥切、 大字高江字寺ノ上通、字寺ノ下通、字前田及び字岸ノ下、大字郡家字松ノ木、字青木及び字上畑ヶ田、大 字会下字上嶽ノ下、字上台、字南田、字日焼田、字上屋敷、字寺奥、字岩井坂比平、字岩井坂及び字大平、 大字下原字孫節、字孫次郎、字孫節西平、字上西奥、字堤谷及び字善九郎谷並びに大字八束水字陣山大平、 同郡鹿野町大字乙亥正字穴谷、字大角、字竹鼻、字小河原、字江川、字捨石、字屋敷廻、字脊掛、字小川 谷及び字合谷並びに大字岡木字宮ノ下、字畑ヶ田及び字下谷並びに同郡青谷町大字養郷字上ミ菰池東平、 字上ミ菰池、字狐谷ノー、字狐谷、字西谷ノー、字西谷、字下モ濁池ノー、字下モ濁池、字下モ濁池西平、 字深谷、字たゑじ、字岩手ノー、字北平ノー、字北平、字瀧尻、字澤及び字狐殺並びに大字青谷字横木、 字竹山、字山はな及び字清水尻

3 都市計画案の縦覧場所

鳥取県県土整備部都市計画課 (鳥取市東町一丁目220)

鳥取市都市整備部都市計画課 (鳥取市尚徳町116)

気高町環境整備課 (気高郡気高町大字浜村282 - 1)

鹿野町産業建設課 (気高郡鹿野町大字鹿野1517)

青谷町建設水道課及び町民課 (気高郡青谷町大字青谷667)

(注) 住所等の表示は、この告示の日の現在のものを示す。

鳥取県告示第726号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、 同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成16年10月1日から同月15日まで鳥取県県土整備部都市計画課(鳥取市東町一丁目 220)及び鳥取市都市整備部都市計画課(鳥取市尚徳町116)において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成16年10月15日までに知事に意見書を提出することができる。

平成16年10月1日

鳥取県知事 片 山 善博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路3・3・4号停車場布勢線及び3・4・23号徳尾嶋線

鳥取都市計画公園9・6・1号布勢総合運動公園

- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 鳥取都市計画道路3・3・4号停車場布勢線

変更する部分

鳥取市栄町、東品治町、今町二丁目、行徳一丁目、幸町、古市、古海字下新田、字下土居、字瀬戸田、字東三反長、字中三反長、字西三反長、字堀川端及び西加路田、徳尾字下山崎、字明星、字岩ヶ谷、字弁オ天、字寺谷、字村上土居、字ハス田、字上岸ノ二、字上岸ノ一、字花原ノ三、字大町、字熊ヶ坪ノー及び字中島、里仁字菱田、字上八反田、字竹ヶ鼻、字中ノ町、字法谷口、字法谷、字法谷ノー、字白坂、字小谷、字広畑、字堤谷ノー、字長畑、字後谷ノ二、字後谷ノー、字笹尾鼻ノ二、字後谷奥、字尺八谷ノー及び字尺八谷ノ二、布勢字糀谷口、字山本、字水入、字鶴指鼻及び字河徳並びに桂見字白田、字五反田、字山ノ鼻、字上河原及び字林ノ前

(2) 鳥取都市計画道路3・4・23号徳尾嶋線

追加する部分

鳥取市徳尾字上岸ノー、字上岸ノ二、字土手崎ノ二及び字坪田、嶋字柏原、字下モ中坪、字上ミ中坪、字四反田、字土居ノ下、字村下モ土居、字村上土居及び字宮ノ元並びに宮谷字田中

(3) 鳥取都市計画道路9・6・1号布勢総合運動公園

変更する部分

鳥取市桂見字下ノ山、字臼田、字五反田、字狐殺、字坂畑ヶ、字家ノ前及び字東村土居、布勢字水入、字鶴指鼻、字鶴指奥、字大間谷、字大間谷口、字大間谷奥、字山本、字矢内谷奥、字糀谷口及び字糀谷奥、大桶字後谷、字上ノ畑、字村土居ノ壱及び字僧ヶ谷ノ壱並びに里仁字尺八谷ノー、字尺八谷ノニ、字糀谷、字岩ヶ谷ノー、字岩ヶ谷ノニ、字後谷ノニ、字後谷奥、字笹尾鼻ノニ、字長畑、字堤谷、字堤谷ノニ、字広畑、字堤谷ノー、字小谷及び字法谷ノニ

鳥取県告示第727号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、 同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成16年10月1日から同月15日まで鳥取県県土整備部都市計画課(鳥取市東町一丁目 220)及び気高町環境整備課(気高郡気高町大字浜村282-1)において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成16年10月15日までに知事に意見書を提出することができる。

平成16年10月1日

鳥取県知事 片 山 善博

1 都市計画の種類及び名称

気高都市計画道路3・4・1号岡木短尾線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

気高郡気高町大字勝見字郷谷口、字郷谷、字清乗谷、字大高下、字稲荷谷口、字箕平要害谷、字要害谷口、字前田及び乗御前口、大字八幡字宮ノ前、新町一丁目並びに北浜一丁目

鳥取県告示第728号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、 同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。 当該都市計画の案は、平成16年10月1日から同月15日まで鳥取県県土整備部都市計画課 (鳥取市東町一丁目 220) 及び鹿野町産業建設課 (気高郡鹿野町大字鹿野1517) において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成16年10月15日までに知事に意見書を提出することができる。

平成16年10月1日

鳥取県知事 片 山 善博

1 都市計画の種類及び名称

鹿野都市計画道路3・6・1号岡木短尾線

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

気高郡鹿野町大字岡木字畑ヶ田及び字下荒堀並びに大字乙亥正字脊掛、字捨石、字仲田、字江川及び字 柳坪

鳥取県告示第729号

環境影響評価法(平成9年法律第81号)第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定に基づき、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成したので、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第16条の規定により次のとおり公告し、当該準備書を縦覧に供する。

平成16年10月1日

鳥取県知事 片 山 善博

1 都市計画決定権者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 片山善博

鳥取市東町一丁目220

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名称 都市計画道路鳥取青谷線

種類 一般国道 (高規格幹線道路) の改築

規模 延長約19.3キロメートル 4車線

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

起点 鳥取市

終点 気高郡青谷町

4 関係地域の範囲

鳥取市、気高町、鹿野町及び青谷町

5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部都市計画課

鳥取市尚徳町116 鳥取市都市整備部都市計画課

気高郡気高町大字浜村282-1 気高町環境整備課

気高郡鹿野町大字鹿野1517 鹿野町産業建設課

気高郡青谷町大字青谷667 青谷町建設水道課及び町民課

縦覧期間 平成16年10月1日(金)から同年11月1日(月)まで

縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(注) 住所等の表示は、この告示の日現在のものを示す。

6 意見書の提出期間等

準備書について環境の保全の見地から意見のある者は、次に定めるところにより意見書を書面により提出することができる。

- (1) 提出期間 平成16年10月1日(金)から同年11月15日(月)まで
- (2) 提出先 鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部都市計画課
- (3) 記載事項等 様式は自由とするが、 氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、 準備書の名称、 準備書について環境の保全の見地からの意見 (日本語で記載し、意見の理由も含めて記載すること。) を簡潔に記載すること。

鳥取県告示第730号

環境影響評価法(平成9年法律第81号)第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第17条第1項の規定に基づき、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に関する説明会を開催するので、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第17条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成16年10月1日

鳥取県知事 片 山 善博

1 都市計画決定権者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 片山善博

鳥取市東町一丁目220

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名称 都市計画道路鳥取青谷線

種類 一般国道 (高規格幹線道路) の改築

規模 延長約19.3キロメートル 4 車線

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

起点 鳥取市

終点 気高郡青谷町

4 関係地域の範囲

鳥取市、気高町、鹿野町及び青谷町

5 説明会の開催を予定する日時及び場所

開催日及び場所 平成16年10月12日 (火) 豊実地区公民館 (鳥取市野坂950)

平成16年10月13日 (水) 気高町役場会議室 (気高町大字浜村282 - 1)

平成16年10月14日 (木) 湖南地区公民館分館大郷会館 (鳥取市金沢16 - 2)

平成16年10月15日 (金) 鳥取県立県民文化会館第1会議室 (鳥取市尚徳町101-5)

開催時間 午後7時から午後9時まで

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第21号

鳥取県立盲・聾・養護学校高等部・専攻科の生徒募集を、次の要項により実施する。

平成16年10月1日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

平成17年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項

1 募集学科及び募集生徒数

	募集学科	募集生徒数
高等部	普通科 (単一障害学級及び重複障害学級)	定数は設けない。
	保健理療科	8人
専攻科	理療科	10人

2 出願資格を有する者

(1) 高等部

普通科の単一障害学級及び保健理療科にあっては視覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第22条の3の表に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとし、普通科の重複障害学級にあっては視覚障害の程度が同条の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校 (盲学校、 質学校及び養護学校の中学部を含む。) を卒業した者又は平成17年3月に卒業する見 込みの者

イ 学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) 第63条各号のいずれかに該当する者

(2) 専攻科

視覚障害の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

イ 学校教育法施行規則第69条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身 (在学) 学校長を経由して鳥取県立鳥取盲学校長 (以下「鳥取盲学校長」という。) に提出しなければならない。ただし、鳥取盲学校長が特に認めるときは、出身 (在学) 学校長を経由することを要しない。

イ 出身 (在学) 学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断書及 び視力等の証明書並びに専攻科にあっては、当該学校の卒業又は卒業見込み証明書を添えて、鳥取盲学校 長に提出するものとする。

(2) 出願期間

平成17年2月22日 (火) から同月24日 (木) までとする。ただし、郵送による場合は、平成17年2月24日 (木) までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(4) 受付場所

鳥取県立鳥取盲学校 (以下「鳥取盲学校」という。)

(5) その他

鳥取盲学校長は、入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身(在学)学校長(出身(在学)学校長を経由しないで入学志願書等が提出されたときは、当該入学志願者)に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

- 5 学力検査及び面接の日程等
 - (1) 日時

平成17年3月8日(火)午前9時から午後4時30分まで(午前8時30分までに集合すること。)

(2) 場所

鳥取盲学校

(3) 学力検査実施教科等

ア 高等部

普 通 科 単一障害学級志願者 国語、社会、数学、理科及び英語

重複障害学級志願者 諸検査

保健理療科 国語、社会及び適性検査

イ 専 攻 科 国語、理科、数学及び英語 (盲学校の保健理療科を卒業した者にあっては、申出により 数学又は英語のいずれかを保健理療に代えることができる。)

(4) その他

ア 筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。

イ 学力検査等終了後、面接を実施する。

6 合格者の発表

平成17年3月15日 (火) 正午に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身 (在学) 学校長に通知する。

7 再募集の実施

合格者の発表の結果、入学確定者数が募集生徒数に満たない学科 (高等部保健理療科及び専攻科理療科に限る。) については、その不足の生徒数についての再募集を実施する。

(1) 出願手続

3の(1)に同じ。

(2) 出願期間

平成17年3月15日 (火) から同月17日 (木) までとする。ただし、郵送による場合は、平成17年3月17日 (木) までの消印があるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間及び受付場所

3の(3)及び(4)に同じ。

(4) 学力検査及び面接の日程等

ア 日時

平成17年3月22日(火)午前9時から午後4時30分まで(午前8時30分までに集合すること。)

イ 場所

5の(2)に同じ。

ウ 学力検査実施教科等

5の(3)に同じ。

エ その他

5の(4)に同じ。

(5) 合格者の発表

平成17年3月24日 (木) 正午に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身 (在学) 学校長に通知する。

- 8 その他
 - (1) 高等部普通科の入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、鳥取

盲学校長が特に認めたときは、別に学力検査等を実施する。

- (2) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。
- (3) 入学志願書等の用紙は、平成17年1月13日(木)から鳥取盲学校において交付する。
- (4) 生徒の募集に関し不明な事項は、鳥取盲学校 (〒680 0151 岩美郡国府町大字宮下1265 電話 0857 -
 - 23 5441、ファクシミリ 0857 23 5442) に問い合わせること。
 - 注) 鳥取盲学校の住所表示は、この告示の日現在のものを示す。

平成17年度鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒募集要項

1 募集学科

普通科 (単一障害学級及び重複障害学級)、産業工芸科及び生活デザイン科

2 出願資格を有する者

普通科の単一障害学級並びに産業工芸科及び生活デザイン科にあっては聴覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとし、普通科の重複障害学級にあっては聴覚障害の程度が同条の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校 (盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。) を卒業した者又は平成17年3月に卒業する見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) 第63条各号のいずれかに該当する者
- 3 出願方法
 - (1) 出願手続
 - ア 入学志願者は、入学志願書を出身 (在学) 学校長を経由して鳥取県立鳥取聾学校長 (以下「鳥取聾学校 長」という。) に提出しなければならない。
 - イ 出身 (在学) 学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及びオージオグラム (測定したものがなければ、鳥取県立鳥取聾学校 (以下「鳥取聾学校」という。) で測定する。) を添えて鳥取聾学校長に提出するものとする。
 - (2) 出願期間

平成17年2月22日 (火) から同月24日 (木) までとする。ただし、郵送による場合は、平成17年2月24日 (木) までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(4) 受付場所

鳥取聾学校

(5) その他

鳥取望学校長は、入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項 を出身(在学)学校長に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

- 5 学力検査及び面接の日程等
 - (1) 日時

平成17年3月8日(火)午前10時から午後3時まで(午前9時30分までに集合すること。)

(2) 場所

鳥取聾学校

(3) 学力検査実施教科等

普 通 科 単一障害学級志願者 国語、数学及び英語

重複障害学級志願者 諸検査

産業工芸科 国語、数学及び英語 生活デザイン科 国語、数学及び英語

(4) その他

学力検査等終了後、面接を実施する。

6 合格者の発表

平成17年3月15日 (火) 正午に鳥取聾学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身 (在学) 学校長に通知する。

7 その他

- (1) 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、鳥取聾学校長が特に 認めたときは、別に学力検査等を実施する。
- (2) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。
- (3) 入学志願書等の用紙は、平成17年1月13日(木)から鳥取聾学校において交付する。
- (4) 生徒の募集に関し不明な事項は、鳥取聾学校 (〒680 0151 岩美郡国府町大字宮下1261 電話 0857 23 2031、ファクシミリ 0857 27 8606) に問い合わせること。
 - 注) 鳥取聾学校の住所表示は、この告示の日現在のものを示す。

平成17年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項

1 募集学校

鳥取県立白兎養護学校 (以下「白兎養護学校」という。) 普通科 (単一障害学級、重複障害学級及び訪問学級)

鳥取県立米子養護学校(以下「米子養護学校」という。)普通科(単一障害学級及び重複障害学級)

鳥取県立倉吉養護学校 (以下「倉吉養護学校」という。) 普通科 (単一障害学級、重複障害学級及び訪問学級)

鳥取県立皆生養護学校 (以下「皆生養護学校」という。) 普通科 (単一障害学級、重複障害学級及び訪問学級)

鳥取県立鳥取養護学校 (以下「鳥取養護学校」という。) 普通科 (単一障害学級及び重複障害学級)

2 出願資格を有する者

(1) 白兎養護学校及び米子養護学校(ただし、米子養護学校には訪問学級は設けない。)

単一障害学級にあっては知的障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第22条の3の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

重複障害学級にあっては知的障害の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を 有する者で次のいずれかに該当するものとする。

訪問学級にあっては障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、次のいずれかに該当する ものとする。

イ 学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) 第63条各号のいずれかに該当する者

(2) 倉吉養護学校

単一障害学級にあっては知的障害又は肢体不自由の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で(1)のア又はイに該当する者とする。

重複障害学級にあっては知的障害又は肢体不自由の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、か

つ、重複障害を有する者で(1)のア又はイに該当するものとする。

訪問学級にあっては障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で(1)のア又はイに該当すものとする。

(3) 皆生養護学校

単一障害学級にあっては肢体不自由の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で(1)のア又はイに該当するものとする。

重複障害学級にあっては肢体不自由の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で(1)のア又はイに該当するものとする。

訪問学級にあっては障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で(1)のア又はイに該当する ものとする。

(4) 鳥取養護学校

単一障害学級にあっては肢体不自由又は病弱の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で(1)のア 又はイに該当する者とする。

重複障害学級にあっては肢体不自由又は病弱の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、 重複障害を有する者で(1)のア又はイに該当するものとする。

ただし、原則として、鳥取県立中央病院に入院治療中の者、入院治療を予定している者又は通院治療中の者で通学可能な者に限る。

- 3 出願方法
 - (1) 出願手続
 - ア 入学志願者は、入学志願書を出身 (在学) 学校長を経由して志願する養護学校の長に提出しなければならない。
 - イ 出身 (在学) 学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書 (鳥取養護学校にあっては、医師の診断書) を添えて志願する養護学校の長に提出するものとする。
 - (2) 出願期間

平成17年2月22日 (火) から同月24日 (木) までとする。ただし、郵送による場合は、平成17年2月24日 (木) までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(4) 受付場所

各養護学校

(5) その他

各養護学校の長は、入学志願書が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。

- 4 入学者の選抜の方法
 - (1) 白兎養護学校及び米子養護学校にあっては、調査書等の審査及び面接の結果により行う。
 - (2) 倉吉養護学校にあっては、調査書等の審査、諸検査及び面接の結果により行う。
 - (3) 皆生養護学校の単一障害学級にあっては調査書等の審査、学力検査及び面接の結果により行い、重複障害学級にあっては調査書等の審査、学力検査又は観察及び面接の結果により行い、訪問学級にあっては調査書等の審査及び面接の結果により行う。
 - (4) 鳥取養護学校の単一障害学級にあっては調査書等の審査、学力検査及び面接の結果により行い、重複障害学級にあっては調査書等の審査及び面接の結果により行う。
- 5 学力検査、面接等の日程等
 - (1) 白兎養護学校

ア 日時

平成17年3月8日 (火) 午前10時から午後3時まで(午前9時30分までに集合すること。)。ただし、訪問学級の志願者にあっては、別途養護学校の長が通知する時間とする。

イ 場所

白兎養護学校。ただし、訪問学級の志願者にあっては、別途養護学校の長が通知する場所とする。

(2) 米子養護学校

ア 日時

平成17年3月8日(火)午前10時から午後3時まで(午前9時30分までに集合すること。)

イ 場所

米子養護学校

(3) 倉吉養護学校

ア 日時

平成17年3月8日 (火) 午前10時から午後3時まで(午前9時30分までに集合すること。)。ただし、訪問学級の志願者にあっては、別途養護学校の長が通知する時間とする。

イ 場所

倉吉養護学校。ただし、訪問学級の志願者にあっては、別途養護学校の長が通知する場所とする。

ウ 諸検査と面接

別途養護学校の長が通知する方法により実施する。

(4) 皆生養護学校

ア 学力検査 (単一障害学級及び重複障害学級の志願者に対してのみ実施)

(ア) 日時

平成17年3月8日 (火) 午前10時15分から (午前10時までに集合すること。)

(イ) 場所

皆生養護学校

(ウ) 学力検査実施教科等

単一障害学級 国語及び数学

重複障害学級 国語及び数学又は観察

イ 面接 (志願者全員に対して実施)

(ア) 日時

単一障害学級及び重複障害学級の志願者にあっては学力検査等終了後、訪問学級の志願者にあっては 別途養護学校の長が通知する日時とする。

(イ) 場所

単一障害学級及び重複障害学級の志願者にあっては皆生養護学校。ただし、訪問学級の志願者にあっては別途養護学校の長が通知する場所とする。

(5) 鳥取養護学校

ア 学力検査 (単一障害学級の志願者に対してのみ実施)

(ア) 日時

平成17年3月8日(火)午前9時20分から午後2時まで(午前9時までに集合すること。)

(イ) 場所

鳥取養護学校

(ウ) 学力検査実施教科

国語、数学及び英語

イ 面接 (志願者全員に対して実施)

(ア) 日時

単一障害学級の志願者にあっては学力検査終了後、重複障害学級の志願者にあっては午前10時から正

午まで (午前9時40分までに集合すること。)とする。

(イ) 場所

鳥取養護学校

6 合格者の発表

各養護学校において平成17年3月15日 (火) 正午に発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身 (在学) 学校長に通知する。

7 その他

- (1) 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、各養護学校長が特に認めたときは、別に学力検査等を実施する。
- (2) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、各養護学校の長が定める。
- (3) 入学志願書等の用紙は、各養護学校において次の日から交付する。
 - ア 白兎養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

平成17年1月20日 (木)

イ 皆生養護学校及び鳥取養護学校

平成17年1月13日 (木)

- (4) 生徒の募集に関する説明会を各養護学校において次の日時に開催する。
 - ア 白兎養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

平成17年1月20日 (木) 午前10時から

イ 皆生養護学校及び鳥取養護学校

平成17年1月13日 (木) 午後1時30分から

(5) 生徒の募集に関し不明なことは、次に問い合わせること。

白兎養護学校 (〒689 - 0201 鳥取市伏野1550 - 1 電話 0857 - 59 - 0585、ファクシミリ 0857 - 59 - 1237)

米子養護学校 (〒689 - 3543 米子市蚊屋343 電話 0859 - 27 - 3411、ファクシミリ 0859 - 27 - 3420) 皆生養護学校 (〒683 - 0004 米子市上福原七丁目13 - 4 電話 0859 - 22 - 6571、ファクシミリ 0859 - 38 - 3485)

鳥取養護学校 (〒680 - 0901 鳥取市江津260 電話 0857 - 26 - 3601、ファクシミリ 0857 - 27 - 3207)

鳥取県教育委員会告示第22号

平成17年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集を次の要項により実施する。

平成16年10月1日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

平成17年度鳥取県立鳥取豐学校幼稚部幼児募集要項

1 募集幼児

鳥取県立鳥取聾学校(以下「鳥取聾学校」という。)及び鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校(以下「ひまわり分校」という。)幼稚部

平成11年4月2日から平成12年4月1日までに出生した幼児(以下「5歳児」という。)(単一障害学級及び 重複障害学級)

平成12年4月2日から平成13年4月1日までに出生した幼児(以下「4歳児」という。)(単一障害学級及び 重複障害学級) 平成13年4月2日から平成14年4月1日までに出生した幼児(以下「3歳児」という。)(単一障害学級及び 重複障害学級)

2 出願資格を有する者

3歳児、4歳児又は5歳児で、単一障害学級にあっては聴覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度のものとし、重複障害学級にあっては聴覚障害の程度が同条の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有するものとする。

3 出願方法

(1) 出願手続

入学志願者は、入学志願書にオージオグラム (測定したものがなければ、鳥取聾学校又はひまわり分校で測定する。)を添えて鳥取県立鳥取聾学校長 (以下「鳥取聾学校長」という。)に提出しなければならない (郵送による場合は、返信用封筒 (あて名を記載の上、80円切手をはり付けたものとする。)を同封すること。)

(2) 出願期間及び受付場所

ア 出願期間

- (ア) 平成17年1月24日 (月) から同月28日 (金) までとする。ただし、郵送による場合は、平成17年1月28日 (金) までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- (イ) 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
- イ 受付場所 鳥取聾学校又はひまわり分校
- (3) その他

鳥取聾学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

- 5 面接の日程等
 - (1) 日時 平成17年2月16日 (水) 午前9時30分から午前11時30分まで
 - (2) 場所 鳥取聾学校又はひまわり分校
 - (3) 内容
 - ア 幼児との面接
 - イ 保護者との面接
- 6 合格者の発表

平成17年2月22日 (火) 正午に鳥取聾学校及びひまわり分校において発表するとともに、入学志願者に通知する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。
- (2) 入学志願書等の用紙は、平成17年1月13日(木)から鳥取聾学校又はひまわり分校において交付する。
- (3) 幼児の募集に関し不明な事項は、鳥取聾学校 (〒680 0151 岩美郡国府町大字宮下1261 電話 0857 23 2031、ファクシミリ 0857 27 8606) 又はひまわり分校 (〒683 0004 米子市上福原七丁目13 2電話 0859 23 2810、ファクシミリ 0859 23 2813) に問い合わせること。
 - 注) 鳥取聾学校の住所表示は、この告示の日現在のものを示す。

鳥取県教育委員会告示第23号

平成17年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集を次の要項により実施する。

平成16年10月1日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

平成17年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項

1 募集幼児

平成11年4月2日から平成12年4月1日までに出生した幼児(以下「5歳児」という。)(単一障害学級及び 重複障害学級)

平成12年4月2日から平成13年4月1日までに出生した幼児(以下「4歳児」という。)(単一障害学級及び 重複障害学級)

2 出願資格を有する者

4歳児又は5歳児で、単一障害学級にあっては肢体不自由の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度のものとし、重複障害学級にあっては肢体不自由の程度が同条の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有するものとする。

3 出願方法

(1) 出願手続

入学志願者は、入学志願書を鳥取県立皆生養護学校長(以下「皆生養護学校長」という。) に提出しなければならない (郵送による場合は、返信用封筒(あて名を記載の上、80円切手をはり付けたものとする。) を同封すること。)。

(2) 出願期間及び受付場所

ア 出願期間

- (ア) 平成17年2月22日 (火) から同月24日 (木) までとする。ただし、郵送による場合は、平成17年2月24日 (木) までの消印のあるものに限り、受け付ける。
 - (イ) 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
- イ 受付場所 鳥取県立皆生養護学校 (以下「皆生養護学校」という。)
- (3) その他

皆生養護学校長は、(1)の入学志願書が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書の審査及び面接の結果により行う。

- 5 面接の日程等
 - (1) 日時 平成17年3月8日(火) 午後1時30分から午後3時30分まで
 - (2) 場所 皆生養護学校
 - (3) 内容

ア 幼児との面接及び行動観察

イ 保護者との面接

6 合格者の発表

平成17年3月15日 (火) 正午に皆生養護学校において発表するとともに、入学志願者に通知する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、皆生養護学校長が定める。
- (2) 入学志願書等の用紙は、平成17年1月13日(木)から皆生養護学校において交付する。
- (3) 幼児の募集に関し不明な事項は、皆生養護学校 (〒683 0004 米子市上福原七丁目13 4 電話 0859 22 6571、ファクシミリ 0859 38 3485) に問い合わせること。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第7号

平成16年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号に基づき、コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成16年10月1日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 湯 村 良 章

日野川及び法勝寺川から取水する米川用水路並びにそれに連接するすべての用水路

公告

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3 において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者木下儀一郎の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林保有者及び関係人はいつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成16年10月1日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 2 通知の要旨 森林所有者の所有に係る日野郡日南町茶屋字奥山2852から2858まで (次の図に示す部分に限る。) の土地について、森林法第33条の3において準用する同法第33条第1項の規定により農林水産大 臣が行った保安林の指定施業要件の変更の告示 (平成16年9月8日付農林水産省告示第1645号) の内容

(告示の内容)

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日野郡日南町茶屋字奥山2852から2858まで (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部 森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 日南町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第11条第 1 項の規定により、同法第10条第 3 項第 3 号イの生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成16年10月1日

鳥取県知事 片 山 善博

1 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

- 2 開催の日時及び場所
 - (1) 日時 平成17年1月14日 (金) 午前9時から午後4時まで
 - (2) 場所 八頭郡河原町大字稲常113 鳥取県林業試験場
 - 注) 住所の表示はこの公告の日現在のものを示す。
- 3 科目及び時間
- (1) 種苗に関する法令 2 時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を平成17年1月6日 (木) までに住所地を管轄する総合事務所農林局又は地方農林振興局を経由して知事に提出すること。

5 受講手数料及び納付方法

受講手数料は14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印章

調達公告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年10月1日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 工事の概要
 - (1) 工事名 県立鹿野かちみ園改築工事 (解体)
 - (2) 工事場所 気高郡鹿野町大字今市
 - (3) 工事内容

本件工事は、県立鹿野かちみ園の解体工事及び植栽の移植等を行うものである。

- (4) 工事の規模及び構造
 - ア 建築物解体

鉄筋コンクリート造平屋建 延べ床面積 2.013.05平方メートル

管理棟、男子棟、女子棟、短期保護室棟、重度棟

鉄骨造平屋建 延べ床面積 935.23平方メートル

サービス棟、渡り廊下、厨房、作業指導室、作業棟C、作業棟E、自動車車庫、ゴミ置き場、乾燥

室、洗濯室、体育館用渡り廊下

コンクリートブロック造平屋建 延べ床面積 36.84平方メートル

LPG庫、倉庫

木造平屋建 延べ床面積 475.86平方メートル

作業棟A、作業棟B、作業棟D、便所、農具舎、農具庫、物干場A、物干場B

イ 植栽撤去

幹径0.2メートル以上18本幹径0.1メートル以上27本幹径0.1メートル以下216本

ウ 外構附帯解体

コンクリート舗装、アスファルト舗装、パーゴラ、フェンス、遊具等

工 外構工作物移設

モニュメント、景石、灯篭、プレハブ倉庫

才 植栽移植

ソテツ、マキ、モクセイ、モッコクほか

15本

低木 (サツキ類)

110平方メートル

- (5) 工 期 着工日から平成17年2月20日まで
- (6) 予定価格 78,180,900円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 建築工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) 又は平成15年鳥取県告示第442号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、解体工事に係るものを有すること。
- (5) 平成16年10月1日(金)から同月8日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札 参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成16年4月1日(木)から同年10月8日(金)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
- (7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (8) 平成2年度以降に工事が完了している1棟の延べ床面積が1,000平方メートル以上の建築物の解体工事を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のもの(出資比率が20パーセント未満であるが、出資比率が20パーセント以上のものと同等以上の実績として鳥取県鳥取地方県土整備局長が認めたものを含む。)に限る。
- (9) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として選任で配置することができるものを有すること。
 - ア 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係 (第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。) にある者であること。
 - イ 主任技術者にあっては、建築士法 (昭和25年法律第202号) 第4条第1項の規定による1級建築士に係る免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合

格した者であること。

ウ 監理技術者にあっては、建築士法第4条第1項の規定による1級建築士に係る免許を有する者又は建設 業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、建 築工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年10月1日(金)から同月8日(金)までの間にインターネットのホームページ (http://www.pref.tottori.jp/soumubu/kanzaika/index.htm)から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年10月1日(金)から同月8日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係 (鳥取県庁本庁舎2階) 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課 (東部総合事務所内)

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

- ア 提出期間及び時間
 - (1)のアに同じ。
- イ 提出場所

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課建設業係

ウ 提出方法

持参又は郵送によること。なお、郵便による申込みは、書留郵便によることとし、平成16年10月8日(金)午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、本件入札に参加できる者を指名するものとする。なお、本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県鳥取地方県土整備局総務課 (電話番号0857 20 3594) とする。
- (2) 技術資料の提出をもって、提出者に本件入札への参加意欲があるものとみなす。
- (3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術資料の提出は、本件入札への参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名 されるとは限らない。
- (5) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。
- (6) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (7) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。 ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥

取県建設工事執行規則 (昭和48年鳥取県規則第66号) 第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の10分の2以下の額とする。

- (10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(9)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(9)のアに掲げる基準を満たし、かつ、建築士法第4条第1項の規定による1級建築士に係る免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者を1名専任で配置することを求める。
- (11) 技術資料を提出する者が1者のみの場合は、本件入札は中止する。

22	平成16年10月1日	金曜日	鳥	収	罘	公	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	第7625号
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
I								
l								
I								
I								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
I								
I								
I								
I								
I								
I								
I								
I								
I								
I								
I								
l								
I								
l								
I								
l								
I								
l								
I								
I								
I								
I								
I								
I								
I								
I								
I								
l								
I								
I								
l								
I								